

東広島市告示第 1 4 0 号

東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 2 1 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、発達障がいのある人に対する支援にあたる障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、総合支援法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者並びに同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等の設置者をいう。以下この項において同じ。）が、職員のスキルアップ等の人材育成を目的とした取組に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成 2 4 年東広島市規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害福祉サービス事業者等の指定に係る事業所又は施設であって本市の区域内に所在するもの（以下「障害福祉事業所等」という。）。
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」とい

う。)

- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (5) その他市長が不適当と認める者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 発達障がいにかかる実践的な支援研修・セミナーへの参加による人材育成の取組（以下「研修・セミナー等参加型」という。）
- (2) 発達支援に係る外部人材等を活用して実施する地域を含めた人材育成の取組（以下「研修・セミナー等開催型」という。）

2 前項の取組において、人材育成の対象となる者（以下「対象受講者」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修・セミナー等参加型 申請する障害福祉事業所等において雇用保険に加入している職員
- (2) 研修・セミナー等開催型 申請する障害福祉事業所等に従事している役員又は職員
前2項の規定にかかわらず、本告示に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次に掲げる条件を満たすものであって、別表に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象期間に契約、申込、実施及び支払が完了したもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもの。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
- (2) 本事業の対象として明確に区分できるもの。

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 研修・セミナー等参加型 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は2万5千円のいずれか低い額とする。ただし、補助の

対象となる者の人数は6人を限度とする。

- (2) 研修・セミナー等開催型 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付申請書に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 東広島市発達障がい支援人材育成事業実施計画書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット等）
- (4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類（研修・セミナー参加型のみ）
- (5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等）
- (6) 市税に滞納がないことの証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付の申請は、第5条第1項第1号に規定する研修・セミナー等参加型については各年度2回まで、同項第2号に規定する研修・セミナー等開催型については各年度1回までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付決定通知書により、交付しない旨を決定したときは東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金不交付決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市発達障がい支援人材育成事業

補助金計画変更（中止・廃止）申請書に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書により、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 発達障がい人材育成等事業実施内容報告書
- (2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金額確定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受領した後、東広島市発達障がい支援人材育成事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	補助対象経費
（１）研修・セミナー等参加型	受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ 受講案内等で定めがある場合）、
（２）研修・セミナー等開催型	謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料、材料費